

令和6年11月1日

特定受託事業者 各位

国立大学法人愛媛大学

フリーランス・事業者間取引適正化等法への対応について

令和6年11月1日から、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）が施行されました。

本法律は、特定受託事業者（フリーランス）※に業務委託を行う特定業務委託事業者（発注事業者）に対し、業務委託をした際の取引条件の明示等が義務付けられるものです。

※特定受託事業者（フリーランス）とは…

業務委託の相手方である事業者であって、次の①、②のいずれかに該当するもの

- ① 個人であって、従業員を使用しないもの
- ② 法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの

同法律への確実な対応のため、本学からの業務を受託される特定受託事業者におかれましては、取引開始に先立ち本学担当者へ特定事業者に該当される旨をお知らせください。

○ハラスメント相談窓口

愛媛大学人権センター（学外の方（業務委託前等）も利用が可能です。）

<https://jinken.adm.ehime-u.ac.jp/madoguchi/>

○参考 URL

[フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ](#)

[| 厚生労働省](#)

[公正取引委員会フリーランス法特設サイト | 公正取引委員会](#)

[パンフレット.pdf](#)

[Q&A.pdf](#)